



第3章

参考資料

1 新潟宣言

G7 新潟農業大臣会合宣言 – 世界とともに新しい時代を切り拓く –

① 原文

G7 Niigata Agriculture Ministers' Meeting Declaration -Open up a road to a new era with the world-

We, the Ministers of Agriculture of the G7 members, gathered to discuss further strengthening global food security and nutrition from the perspective of policies for sustainable agriculture in Niigata, one of the main rice-producing areas with a rich rural landscape in Japan, on April 23 to 24, 2016.

We have successfully placed food security at the core of the global agenda, following the first G8 Agriculture Ministers' Meeting in 2009 in Italy.

We recognize that the agricultural sector plays an important role in ensuring global food security, particularly in an era of rapid urbanization. In Niigata we came together to address emerging challenges to our agricultural sectors, with the hope that the actions we undertake will benefit other countries facing similar challenges.

We identified three new challenges. First, the increasing average age of farmers in developed countries, combined with the lack of younger farmers entering the sector, poses a major challenge to future agricultural production. In areas where farmers are major sources of rural vitality, community-based activities such as maintenance of common-use irrigation systems, landscapes conservation, or preventive actions for disaster resilience are also at risk of deterioration. Second, increased demand for a safe, nutritious and varied food supply, driven by global population growth, rapid urbanization and diversification of dietary preferences puts stresses on our food supply capacity, and underlines the need for rural and urban cooperation. Third, extreme weather due to climate change is putting new pressures on natural resources and farming systems.

We need to take action on these issues, including the implementation of the 2030 Agenda for Sustainable Development and the Paris Agreement on climate change adopted in 2015. We should support farmers who face these economic, demographic, and environmental challenges of the new era. We should also promote and recognize the various roles of sustainable agriculture and rural areas, including conservation of biodiversity and characteristic landscapes for future generations as well as urban-rural linkages as identified at the Global Forum for Food and Agriculture Communique 2016. We believe that the G7 has a specific role to play so as to overcome these challenges through supporting both farming and non-farming activities and developing good practices and models. In this regard, we are committed to expanding farming opportunities and revitalizing rural communities, improving sustainable agricultural production/productivity and food supply capacity, and supporting the sustainability of agriculture, forestry and fisheries. In meeting these challenges and carrying out the actions we have decided, we will do so in a manner consistent with our international trade commitments.

I. Revitalizing Rural Areas and Increasing Farmers' Income

We are committed to expanding farming opportunities and revitalizing rural communities. We will enhance the robustness of agriculture, as well as maintain and strengthen adequate services and infrastructures in rural communities. We will, therefore, take actions as follows:

1. Empowering Farmers: Motivated, skilled and enterprising farmers are essential for the growth of the agricultural sector. We will help farmers enhance their capability and skills by promoting knowledge transfer on voluntary and mutually agreeable terms; applying this transferred knowledge on the ground and in vocational training; and by facilitating access to ICT, precision farming, and agricultural innovations. We will also encourage new and motivated entrants to the farming and the agri-food sector and identify business models that provide opportunities for new entrants.

2. Increasing Opportunities for Women and Youth in the Agricultural Sector: Gender equality and women empowerment as well as enhancing youth's participation in agriculture and food systems can transform rural areas and stimulate inclusive development. We promote and wish to strengthen women and youth's active involvement in farm ownership, farm management, marketing and other agricultural and agri-food related activities, as well as improving equal access to land and other assets so as to improve incomes and livelihoods. In support of these objectives and of the Sustainable Development Goals targets on gender equality, we will hold an international forum for sharing information on relevant policy challenges and successes of policy measures which empower women and youth in the agriculture and food systems.

3. Expansion of Farmers' Participation in Food Value Chains: Establishing and promoting local, regional, and international linkages in food value chains (FVCs), as well as encouraging farmers to participate in FVCs that incorporate

agri-food processing, distribution and service sectors, is expected to increase income in agriculture and rural areas. We will support farmers to maximize the value of their agricultural products, including through farmers' organizations and cooperatives, which can contribute to ensuring that FVCs' value-added is distributed to rural areas and farmers. We welcome works on FVCs and those related to international linkage conducted by Food and Agriculture Organization of the United Nations (FAO) and Organisation for Economic Co-operation and Development (OECD) respectively, and call on Economic Research Institute for ASEAN and East Asia (ERIA) to conduct a survey to promote value addition to agri-food products.

4. Global Responsible Investment and Trade for FVCs: Responsible global agri-food investment is critically important for upgrading FVCs, in particular in developing countries. We share the view that it is important that farmers, food processors, and retailers should benefit from such investment. We will strive for better application of internationally recognized labor, social and environmental standards, principles and commitments in particular the globally-agreed Principles for Responsible Investment in Agriculture and Food Systems (CFS-RAI). We welcome the recently adopted OECD-FAO Guidance for Responsible Agricultural Supply Chains and encourage our enterprises to observe it. We also welcome the New Alliance Analytical Framework for Responsible Land-Based Investments presented during the Leadership Council Meeting of the New Alliance for Food Security and Nutrition of June 2015. We acknowledged the importance of developing appropriate financial instruments for the capital needs of farmers and rural enterprises and of disseminating knowledge to improve the role of the farm sector in FVCs to strengthen the role of agriculture in the whole food chain. We recognize the joint responsibility of governments and business to foster sustainable FVCs and encourage best practices. We will hold a G7 Forum on Investment in the Agri-Food Sector to benchmark best-practices, exchange policy experiences on access to credit and facilitating responsible investments in agriculture and agribusiness, especially in developing countries, gathering all relevant stakeholders in an inclusive manner. Enabling the environment for job creation and inclusive growth in the agri-food sector of developing countries can alleviate the causes of rural exodus and irregular migration. Agri-food trade, through transparent and well-functioning markets and in line with the WTO commitments, also contributes to promoting FVCs globally and opening new opportunities for rural producers. In addition, trade can contribute to reducing food price volatility.

5. Optimal and Sustainable Use of Assets in Rural Areas: Increasing sustainable agricultural production and value addition in the agri-food sector cannot be achieved without secure access to and efficient use of assets in rural areas. Sustainable use of natural resources, such as land, soil and water, is an essential basis of high-performing agricultural activities. We value the landscapes and the unique food culture of rural communities. Recognizing the importance of rural regions and communities to our individual economies, we will promote diversification activities beyond primary production in rural areas that increase incomes of both farmers and non-farmers in rural areas. We will pursue policies for the efficient, sustainable and smart management and use of land, soil and water, ensuring legitimate and secure land tenure rights in line with the Voluntary Guidelines on the Responsible Governance of Tenure of Land, Fisheries and VolGGT).

II. Improving Sustainable Agricultural Production/Productivity and Food Supply Capacity

We are committed to improve agricultural production and productivity in a sustainable way in order to contribute to global food security and nutrition, responding to the increasingly diversified demands of global consumers and the challenges on the supply side such as the aging of farmers and climate change. We will, therefore, take actions as follows:

6. Promoting R&D and Technologies: Meeting future food needs while tackling sustainability challenges and improving people's quality of life requires strategies and investments in R&D, technologies, innovation, know-how, skills and their transfer on voluntary and mutually agreeable terms to farmers. The international agricultural research agenda has to become increasingly interdisciplinary and practice oriented. New equipment adapted to the local context, as well as broadband and ICT and big data have the potential to help to expand food supply capacity. We will promote further R&D, including research for alternative protein sources in the feed chain, for example using unutilized biotic resource such as insects for feed in aquaculture, and will facilitate work under multilateral frameworks such as Consultative Group on International Agricultural Research (CGIAR), Wheat Initiative and OECD Co-operative Research Programme on Biological Resource Management for Sustainable Agricultural Systems (CRP). We will also focus on human resource development for young researchers.

**7. Fight against Animal and Plant Diseases and Biological Threats:**

Transboundary Animal Diseases (TADs) and pests may pose a serious threat to the global food supply and also to human health directly. We commit to the “One Health approach,” that emphasizes relationships between animal and human health to combat disease. We will also promote international cooperation to tackle the threat through World Organisation for Animal Health (OIE), FAO and World Health Organization (WHO), including Codex Alimentarius, as well as International Plant Protection Convention (IPPC). We reaffirm the G7’s commitments to assist countries to implement the WHO regulations (IHR) including through the Global Health Security Agenda (GHSA) and its common targets in 2014. We intend to advocate for emergency management of infectious disease and capacity building in SPS areas, especially in countries and regions with underdeveloped infrastructure. We also applaud activities that led to the eradication of rinderpest under the leadership of OIE and FAO supporting the ongoing post-eradication activities. We encourage OIE and FAO efforts to eradicate major diseases such as the PPR (Peste des Petits Ruminants). We welcome the initiative of Global Strategic Alliances for the Coordination of Research on the Major Infectious Diseases of Animals and Zoonoses (STAR-IDAZ).

8. Combatting Antimicrobial Resistance:

Antimicrobial Resistance (AMR) is a confirmed and very serious threat to global health, food production and the environment. We have decided to respond to AMR at global, regional, and national levels. We fully support the recently adopted WHO Global Action Plan on AMR. We will develop or review and effectively implement our national action plans and support other countries as they develop their own national action plans. We encourage efforts to ensure prudent use of antibiotics¹ in human and animal sectors and agriculture and therefore to phase out the use of antibiotics for growth promotion in animals in the absence of risk analysis and to strive to preserve the use of antibiotics only for therapeutic reasons in human and veterinary medicine. We encourage other countries to participate in relevant activities, in cooperation with OIE, FAO and WHO, including Codex, as well as OECD.

9. Establishing a Cooperation Framework:

We decided to establish a cooperation framework for technical information sharing among veterinary authorities of G7 to accelerate the One Health approach to complement existing mechanisms, in order to tackle the global common challenges in public and animal health such as TADs, Biological-threats and AMR. We welcome Japan’s willingness to host the first session.

10. Reducing Food Loss and Waste:

G20 Agricultural Ministers have highlighted the extent of food loss and waste as a global problem of enormous economic, environmental, and societal significance. We welcome the launch of the Technical Platform on the Measurement and Reduction of Food Losses and Waste which G20 invited FAO and The International Food Policy Research Institute (IFPRI) to develop. We encourage G7 members to use the platform to share value-added approaches to reduce food loss and waste. Food waste prevention strategies will help to meet the 2030 Agenda targets on sustainable consumption and production.

11. Meeting Needs for Nutrition:

Malnutrition remains a key challenge and deserves our continuous efforts, in particular towards eliminating undernutrition. Education on food and nutrition plays an important role in tackling health problems including obesity and non-communicable diseases, which worsen quality of life and require increasing public expenditure in health. We recognize the United Nations Declaration of 2016 as the International Year of Pulses and the contributions pulses make to improve nutrition worldwide. We will foster policy on food and nutrition education, including education of nutrition improvement and food safety, in cooperation with all relevant stakeholders, including farmers and food industries. Aging populations and vulnerable groups have specific nutrient needs and access difficulties (such as swallowing disorders). Development of products to meet these nutritional needs can represent new market opportunities.

12. Reliable Statistics and Data for Agricultural and Food Security Policy:

Monitoring our own food supply capacity and being conscious of the changing structure of global food demand and supply is a basis for a good agricultural policy. Reaffirming our support for Agricultural Market Information System (AMIS), we promote the development of reliable and comparable statistics across all countries. We recognize the importance of the Global Open Data for Agriculture and Nutrition (GODAN) initiative, which makes agricultural and nutritional data available, accessible and useable by stakeholders globally.

III. Realizing Sustainable Agriculture, Forestry and Fisheries

We are committed to supporting the sustainability of agriculture, forestry and fisheries, and revitalizing rural communities, acknowledging their vulnerability to climate change as well as their positive externalities such as conservation of biodiversity. We are also committed to supporting the implementation of the 2030 Agenda as well as the Paris Agreement. We will, therefore, take actions as follows:

13. International Research Cooperation for Climate Change:

Outcome-based, wide-ranging research on climate change benefits the globe. We will support the Global Research Alliance on Agricultural Greenhouse Gases (GRA) and recognize the importance of the Global Alliance for Climate Smart Agriculture (GACSA) and other climate change/agriculture-related international platforms to increase research cooperation, share results, and facilitate effective knowledge and skills transfer on voluntary and mutually agreeable terms. We will share our knowledge and experience on carbon stock in forests and agricultural soils while

recognizing the importance of the 4/1000 Initiative and the work of FAO’s Global Soil Partnership. We will follow these initiatives which address climate change issues in a concerted manner, by means of organizing a G7 Follow-up side event during COP22. We promote the appropriate conservation and utilization of plant genetic resources, which contribute to the development of new varieties. In this respect, we recognize the significant role of the International Treaty on Plant Genetic Resources for Food and Agriculture (ITPGRFA) and its Multilateral System of Access and Benefit-Sharing, as well as the Convention on Biological Diversity and the Nagoya Protocol.

14. Resilient Infrastructure, Land and Forests:

The scale and frequency of extreme weather events and natural disasters are increasing and they are becoming the “new normal”. We will promote the development and rehabilitation of agricultural infrastructure, and managing land, soils, biodiversity, water and forests in order to strengthen resilience to climate change and natural disasters and maintain the agricultural production potential.

15. Agriculture and Ecosystems:

All forms of agriculture, including climate-smart, organic and ecosystem-based agriculture, should be sustainable and, where possible, contribute to biodiversity and the health of global ecosystems. We are committed to sharing best practice and evaluation methodologies.

16. Sustainable Forest Management and Eliminating Illegal Logging:

Sustainable forest management contributes to sustainable development by providing economic, social, and environmental benefits, such as sustainable livelihoods, provision of valuable, carbon neutral raw materials, climate change mitigation and adaptation, biodiversity conservation, sustainable soil and land management, and watershed protection. We will continue to support integrated approaches to land use for sustainable forest management—including restoration, afforestation, and use of planted forests—to prevent deforestation, conserve and restore forest ecosystems and ecosystem services, including the conservation of forests and wetlands, and to promote secure forest tenure as well as training, capacity building and knowledge transfer in the field of sustainable forestry practices, especially for small producers, to improve efficiency. We are determined to take appropriate measures to improve forest governance, eliminate illegal logging and associated trade, and support the use of legally harvested and sustainably produced timber.

17. Sustainable Fisheries Resources Management:

Sustainable use of marine fisheries resources and sustainable practices in aquaculture contribute to food security. Ministers, who are responsible for fisheries, promote appropriate stock management, through relevant regional fisheries management organizations and other international frameworks. They commit to efforts to ensure the implementation of measures and regulations aimed at preventing illegal, unreported and unregulated (IUU) fishing and encourage third countries and dedicated regional and international organizations to step up efforts. They welcome the support voiced by G7 Foreign Ministers in their 2015 Declaration on Maritime Security and the anti-IUU recommendations of the G7 High-level Meeting on Maritime Security 2015. They also welcome cooperation on preventing the expansion of fishing in existing fisheries, the development of new fisheries, and other activities that may affect resources or habitat, unless prior assessment of its impact on the long-term sustainability of aquatic resources and marine biodiversity is conducted. They support efforts to assist developing countries evaluate their own fishing practices to reduce negative impacts on marine ecosystems. They will promote measures that conserve species and critical habitats.

We, the Ministers of Agriculture of the G7 members, expect that these efforts will be implemented on a voluntary basis and in close cooperation with one another. We also call on international organizations, including FAO and OECD, as well as G20 members to advance these efforts.

We take note Japan’s five-year-long efforts to recover from the Great East Japan Earthquake which occurred in 2011, applauding the support from all over the world for accelerating the reconstruction. We confirm that import restrictions should be consistent with WTO rules including the Agreement on the Application of Sanitary and Phytosanitary Measures (SPS Agreement) based on scientific knowledge and evidence. We commit to respect these rules and that agreement. We hope that the reconstruction in the affected areas will be achieved at the earliest time possible.

Furthermore, we express our sincere solidarity to the people affected by the recently occurred devastating earthquakes in Kumamoto and Oita areas of Japan, as well as to all those who are suffering from natural disasters around the world.

(end)

¹ Noting differences in the G7 member definitions of the term antibiotics and referring here to those antibiotics with an impact on human health.

② 仮訳

G7新潟農業大臣会合宣言（仮訳） —世界とともに新しい時代を切り拓く—

前文

我々G7農業大臣は、世界の食料安全保障と栄養の更なる強化について、持続可能な農業政策の観点から議論するため、2016年4月23日及び24日、日本有数の稲作地帯であり豊かな農村景観を有する新潟に集った。

2009年のイタリアでの第1回G8農業大臣会合以降、我々は食料安全保障を国際的課題の中で核心に位置づけることに成功した。

我々は、特に急速な都市化が進む現代において、世界の食料安全保障のために農業分野が重要な役割を果たすことを認識する。我々は、我々の農業分野における新たな課題に対処するため、我々の行動が同様の課題に直面する他の国々の役に立つとの期待の下、新潟の地に集った。

我々は三つの新たな課題を特定した。第一に、先進国では農業者の平均年齢が上昇しており、新たに参入する若い農業者の不足と合わせ、将来の農業生産にとって重要な課題となっている。農業者が地域活性化の主な担い手である地域では、共用水路の維持、景観の保全、あるいは防災活動などのコミュニティに基づく活動が崩壊の危機に陥っている。第二に、世界の人口増加、急速な都市化及び食の嗜好の多様化による、安全で栄養価が高く多様な食料に対する需要の増加が、食料供給への負荷となっており、また、そのことが都市部と農村の協働の必要性を強調している。第三に、気候変動による異常気象が、天然資源や農業システムに対する新たな圧力となっている。

我々は、2015年に採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」や気候変動に関する「パリ協定」の実施を含め、これらの課題に対して行動を起こす必要がある。我々は、これらの経済、人口及び環境に関する新しい時代の課題に直面する農業者を支援すべきである。我々はまた、将来世代のために、生物多様性及び固有の景観の保全を含め、持続可能な農業・農村の多様な機能や、2016年のベルリン農業大臣サミットのコミュニケで特定された都市と農村の連携を認識し、またそれらの発揮を促すべきである。我々は、G7が、農業活動と非農業活動の両方を支援する取組と優良事例やモデルを開発する取組によってこれらの課題を克服するための明確な役割を担うと信じている。この観点から、我々は、農業のあらゆる可能性を拓く取組と農村コミュニティの活性化、持続可能な農業生産・生産性と食料供給能力の改善、そして農林水産業の持続可能性への支援を行うことにコミットする。これらの課題に対処し、我々が決断した行動を実行に移すにあたっては、G7間の国際貿易に関するコミットメントと調和した形で行う。

I. 農村地域の活性化と農業者所得の向上

我々は、農業のあらゆる可能性を拓く取組と、農村コミュニティの活性化にコミットする。我々は、力強い農業を促進し、農村コミュニティにおける適切なサービス及びインフラを維持・強化する。我々は、以下の取組によりその実現を目指す。

1. 農業者への支援

意欲的で技術を有する先進的な農業者は、農業分野の成長のために不可欠である。情報通信技術の活用、精密農業及び農業イノベーションを促進し、また自発的かつ相互に合意可能な条件下での知識の移転、移転された知識の現場への適用及び職業訓練を推進することにより、農業者の能力や技術の向上を支援する。また、農業及び食品分野への意欲ある新規参入者を後押しするとともに、新規参入者が成功できるビジネスモデルを特定する。

2. 女性・若者の農業分野における可能性の拡大

農業及びフードシステムにおける、ジェンダー平等、女性の社会的地位の向上、若者の参加奨励は、農村地域を変革し、あまねく広がる発展を促す。女性・若者の生活や収入を改善するため、農地の所有、農業経営、マーケティング及びその他農業・食料産業関連活動における女性・若者の活躍を強化し、土地その他の資産への平等なアクセスの改善を推進する。我々は、これらの目的や2030アジェンダのジェンダー平等に関する目標を支持し、女性・若者の農業及びフードシステムにおける活躍推進のための施策に関する課題や成功事例を共有する国際フォーラムを開催する。

3. フードバリューチェーン（FVC）への農業者の参加拡大

食品加工、流通、サービス分野を結合するFVCへの農業者の参加奨励のみならず、FVCにおける局所的、地域的、国際的な連結の構築及び促進により、農業及び農村の所得向上が期待される。FVCにおける付加価値の農業者及び農村地域への分配に貢献しうる農業者組織や協同組

合によるものを含め、農業者が農産物の付加価値を最大化することを支援する。我々は、FAOとOECDそれぞれが行うFVC及び国際的な連結に関する作業を歓迎するとともに、ERIAに対し、農産物の高付加価値化を支援するための調査の実施を求める。

4. FVCのためのグローバルな責任ある投資と貿易

農業・食料に関するグローバルな責任ある投資は、とりわけ発展途上国において、FVCの価値を向上させるために非常に重要である。我々は、農業者、食品加工業者、小売業者がこうした投資から利益を受けることの重要性の認識を共有する。我々は、国際的に認知された労働、社会及び環境に関する基準、原則、及びコミットメントの実施、特に世界的に合意された「農業及びフードシステムにおける責任ある投資のための原則（CFSS-RAI）」のさらなる活用を探索する。我々は、最近採択された「責任ある農業サプライチェーンのためのOECD-FAOガイダンス」を歓迎し、企業がそれを遵守することを奨励する。我々はまた、2015年6月の食料安全保障及び栄養に関するニューアライアンスの指導者会議で提示された「土地に基づく責任ある農業投資に関するニューアライアンスの分析枠組」を歓迎する。我々は、フードチェーン全体における農業の役割強化に向けてFVCにおける農業の役割を改善するための、農業者や農村地域の企業の資金需要に応じた適切な金融手段を開発することの重要性と、自発的かつ相互に合意可能な形での知識移転の重要性について認識する。我々は、持続可能なFVCを育成し、優良事例を奨励するための、政府とビジネスとの共同の責任を認識する。我々は、全ての関連するステークホルダーを包括的に集め、基準となる優良事例を提示し、特に開発途上国における資金へのアクセスや農業及び農業ビジネスにおける責任ある農業投資の促進に関する政策経験を交換するため、農業・食料産業分野の投資に関するG7フォーラムを開催する。途上国における農業・食料産業分野での雇用創出を可能にする環境、また同分野のあまねく広がる成長は、農村地域からの人口流出や不規則な移民の原因を緩和しうる。透明性があり機能的な市場を通じ、WTOコミットメントに沿った農産物・食品貿易もまた、FVCの世界規模での促進及び農村地域の生産者への新たな機会の提供に資する。また、貿易は食料価格の不安定性の減少に貢献し得る。

5. 農村地域における資産の最適かつ持続可能な活用

持続可能な農業生産の増大及び食品産業分野の付加価値の向上は、農村地域の資産の利用手段の確保及び効率的な利用なしには達成されない。例えば土地、土壌、水などの天然資源の持続可能な利用は、成果の高い農業活動を行う上で欠かせない基盤である。我々は、農村コミュニティの景観や独特の食文化を高く評価する。我々は、我々個々の国家経済にとっての農村地域と農村コミュニティの重要性を認識し、農村地域の農業者と非農業者の両方の所得向上に繋がる、農業生産にとどまらない土地の多様化を推進する。我々は、VGGTに沿った合法かつ確実な土地の所有権を保障しながら、土地、土壌、水の効率的、持続可能かつ機能的な管理と利用のための政策を追求する。

II. 持続可能な農業生産、生産性及び食料供給力の改善

我々は、世界の消費者需要の一層の多様化及び農業者の高齢化や気候変動等の生産サイドの課題に対応し、世界の食料安全保障及び栄養に資するため、持続可能な形での農業生産及び生産性の改善にコミットする。我々は、以下の取組によりその実現を目指す。

6. 研究開発と技術開発の推進

持続可能性に関する課題や人々の生活の質の改善に取り組みつつ、将来の食料ニーズを満たすためには、研究開発、農業技術、イノベーション、ノウハウ、技術、そしてそれらの自発的かつ相互に受入可能な形での農業者への普及のための戦略と投資が必要である。国際的な農業研究課題には、学問横断的かつ実用指向である必要が一層増している。新しい機械・装置の現場への適用は、ブロードバンド通信、情報通信技術、ビッグデータとともに、食料供給能力の増大を促進する可能性を有している。我々は、例えば養殖漁業飼料用昆虫などの未利用生物資源の利用のような飼料チェーンにおける代替タンパク源の研究を含め、更なる研究開発を推進し、国際農業研究協議グループ（CGIAR）、小麦イニシアチブ、OECD国際共同研究プログラム（CRP）などの多国間枠組に基づく取組を促進する。我々はまた、若手研究者の人材育成の強化に取り組む。

7. 動物植物病害及び生物学的脅威との闘い

越境性動物病害（TADs）及び病害虫は、世界の食料供給のみならず人の健康に対しても直接的に深刻な脅威となり得る。我々は、疾病と対峙するため、動物と人間の健康の関連性を強調した「ワンヘルス・アプローチ」にコミットする。我々はまた、これらの脅威に対処するため、国際獣疫事務局（OIE）、FAO、WHO、FAO/WHO/IAO/WHO国際食糧規格委員会（Codex委員会）、並びに国際植物防疫条約（IPPC）を

通じた国際的な協調を促進する。我々はまた、2014年の世界健康安全保障アジェンダ（GHS A）及びその共通目標を通じた取組を含め、G7が各国によるWHOの措置（IHR）の実施を支援することにコミットする。また、特に社会資本が未発達な国・地域において、緊急時における感染症対策及びSPS分野での能力強化を支持する意向がある。我々は、OIEやFAOのリーダーシップの下での牛疫の撲滅に至った取組を賞賛し、現在進行中の撲滅後の取組を支援する。我々は、小反芻獣疫（PPR）などの主要な疾病の撲滅に向けたOIEとFAOの取組を奨励する。我々は、動物衛生研究ネットワーク（STAR-IDAZ）のイニシアチブを歓迎する。

8. 薬剤耐性と闘い

薬剤耐性（AMR）は、世界の保健、食料生産及び環境にとっての確立された非常に深刻な脅威である。我々は、AMRについて、世界レベル、地域レベル、及び国家レベルで対応することを決意した。我々は、近年採択されたAMRに関するWHOの世界行動計画を全面的に支持する。我々は、自らの国家行動計画を策定又は評価及び効果的に実施するとともに、他国の計画策定を支援する。我々は、人・動物及び農業分野での抗菌剤¹の慎重な使用を確保し、したがって、リスクアナリシスがなされない場合には動物における成長促進のための抗菌剤の使用を段階的に廃止し、また、人用及び動物用医薬品の分野において、抗菌剤の使用を治療目的のみとするよう努める。OIE、FAO、WHO、Codex並びにOECDとの協力の下、他の国々に対し、AMRに関連する活動への参加を奨励する。

9. 協力枠組の構築

我々は、越境性動物疫病、生物学的脅威、AMRなど、公衆衛生・動物衛生分野における世界共通の課題に対処するため、既存のメカニズムを補完するG7獣医当局間での技術的な情報共有のための協力枠組を構築し、ワンヘルス・アプローチを加速させることを決断した。我々は、日本が第一回会合の主権を表明したことを歓迎する。

10. 食料の損失・廃棄の削減

G20農業大臣は、食料の損失及び廃棄が経済、環境、社会において非常に重要な世界的問題であることを強調した。我々は、G20がFAOと国際食糧政策研究所（IFPRI）に設立を要請した「食料の損失・廃棄の測定及び削減に関する技術的なプラットフォーム」の立ち上げを歓迎する。我々は、G7メンバーが、食料の損失及び廃棄を削減するための付加価値のある取組を共有するためにこのプラットフォームを使用することを奨励する。食料の廃棄を防止する戦略は、持続的な消費及び生産に関する2030アジェンダ目標の達成を促進する。

11. 栄養に関するニーズの充足

栄養不良は、依然として大きな課題であり、継続的な取組、特に栄養不足を撲滅する取組は重要である。食育は、生活の質を悪化させ保健分野での公的支出の増加を必要とする肥満や生活習慣病を含む健康問題に取り組む上で重要な役割を担う。我々は、2016年を「国際マメ年」とする国連の宣言と、豆類が世界の栄養改善への貢献について認識する。我々は、農業者、食品産業を含む全ての関連するステークホルダーとの協力の下で、栄養改善や食品安全の教育を含む食育に関する施策を進展させる。高齢人口や脆弱な人々は、特定の栄養ニーズと栄養へのアクセスの困難さ（例えば嚥下障害）を有する。こうした栄養ニーズを満たす製品の開発は、新しい市場機会となり得る。

12. 農業及び食料安全保障政策のための信頼性のある統計及びデータ

我々の食料供給能力をモニタリングし、世界の食料需給構造の変化を感知することは、適正な農業政策の基礎である。我々は、農業市場情報システム（AMIS）への支持を再確認するとともに、全ての国にわたる信頼性がありかつ比較可能な統計情報の開発を促す。我々は、世界のステークホルダーによる農業と栄養のデータの入手、アクセス及び利用を可能にする「農業と栄養のためのグローバルオープンデータ（GODAN）」イニシアチブの重要性を認識する。

III. 持続可能な農林水産業の実現

我々は、農林水産業の気候変動に対する脆弱性と生物多様性保全などの正の外部経済性を認識しつつ、農林水産業の持続可能性と農山漁村の活性化を支援することにコミットする。我々はまた、2030アジェンダ及びパリ協定の実施を支援することにコミットする。我々は、以下の取組によりその実現を目指す。

13. 気候変動のための国際研究協力

気候変動についての成果主義で幅広い研究は世界中に利益をもたらす。我々は、共同研究を増加させ、成果を共有し、自発的かつ相互に合意可能な形で効果的な知識・技術の移転を促すため、グローバル・リサーチ・アライアンス（GRA）を支援し、気候変動対応型農業に関するグローバル・アライアンス（GACSA）及びその他の気候変動・農業に関する国際プラットフォームの重要性を認識する。我々は、4/1000イニシアチブやFAOの地球土壌パートナーシップの重要性を認識しつつ、

炭素の森林吸収源や農地土壌吸収源に関する知見や経験を共有する。我々は、COP22の期間中にG7フォローアップサイドイベントを開催することにより、気候変動問題に対処するためのこれらのイニシアチブを協調した形でフォローアップする。我々は、新品種の開発に寄与する、植物遺伝資源の適切な保全と利用を促進する。この観点から、我々は、食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約（ITPGR）及びその遺伝資源の取得の機会の提供及び利益の配分に関する多国間制度、生物多様性条約及び名古屋議定書の持つ重要な役割を認識する。

14. 強靱なインフラ、土地及び森林

異常気象や自然災害の規模や頻度が増加しており、「新たな常態」となっている。我々は、気候変動や自然災害に対する強靱性を強化し、農業生産能力を維持するため、農業インフラの整備・更新、土地、土壌、生物多様性、水及び森林の管理を推進する。

15. 農業及び生態系

気候変動対応型農業、有機農業及び生態系を活用した農業を含む全ての形態の農業は、持続可能であるべきであり、また、可能であれば、生物多様性や地球の生態系の健全性に貢献するべきである。我々は、優良事例及び評価手法の共有にコミットする。

16. 持続可能な森林経営と違法伐採の排除

持続可能な森林経営は、持続可能な人の暮らし、価値がありカーボンニュートラルな原材料の提供、気候変動の緩和と適応、生物多様性の保全、持続可能な土壌や土地の管理、水域保護など、経済的、社会的、環境的便益を提供することにより、持続可能な開発に貢献する。我々は、持続可能な森林経営のための重要な一歩として、天然林や湿地の保全を含む森林生態系及び生態系サービスの保全及び再生、また森林減少の予防のため、再生、植林、人工林の利用を含む、持続可能な森林経営のための総合的な土地利用のアプローチを引き続き支援するとともに、特に小規模林業者の効率性改善のため、持続可能な林業活動における確実な森林所有、訓練、能力構築及び知識移転を引き続き推進する。我々は、森林管理の改善、違法伐採及び関連した貿易の排除並びに合法に伐採されかつ持続可能な方法で生産された木材の利用支援のための適切な措置をとることを決意する。

17. 持続可能な漁業資源管理

海洋漁業資源の持続可能な利用と、持続可能な養殖業の実践は、食料安全保障に貢献する。水産業を所管する大臣は、関連する地域漁業管理機関その他の国際的な枠組みを通じた適切な資源管理を推進する。彼らは、違法・無報告・無規制（IUU）漁業の防止に向けた措置や規制の実施を確実にするよう努めること、また、第三国や地域又は国際的な専門機関に対して、こうした努力を強化するよう奨励することをコミットする。彼らは、G7外務大臣による2015年の海洋安全保障に関する宣言において表明された支持及び2015年の海洋安全保障に関するG7ハイレベル会合での反IUUについての勧告を歓迎する。彼らはまた、既存の漁業に関する漁獲努力量の拡大や新たな漁業の開発、その他資源や生息環境に影響を及ぼす可能性のある活動が、水生資源の長期的な持続可能性や海洋における生物多様性に及ぼす影響に関する事前の評価なしに行われることを防止するために協力することを歓迎する。彼らは、開発途上国が海洋生態系に対する負の影響を減じるために自国の漁業活動の評価を通じてその支援する取組を支持する。彼らは、生物種や重要な生息環境を保全する取組を推進する。

我々G7農業大臣は、これらの取組が自発的かつ相互に緊密な協力の下で実施されることを期待する。我々はまた、FAO、OECDを含む国際機関及びG20各国に対し、取組を進めることを求める。

我々は、2011年に発生した東日本大震災からの復興に向けた5年間にわたる日本の取組に注目するとともに、復興を加速するための世界中からの支援について賞賛する。我々は、輸入規制が、科学的知見と根拠に基づくSPS合意を含むWTOルールと調和的であるべきことを確認する。我々は、これらのルール及び合意を尊重することにコミットする。我々は、被災地の復興が一日も早く達成されることを期待する。

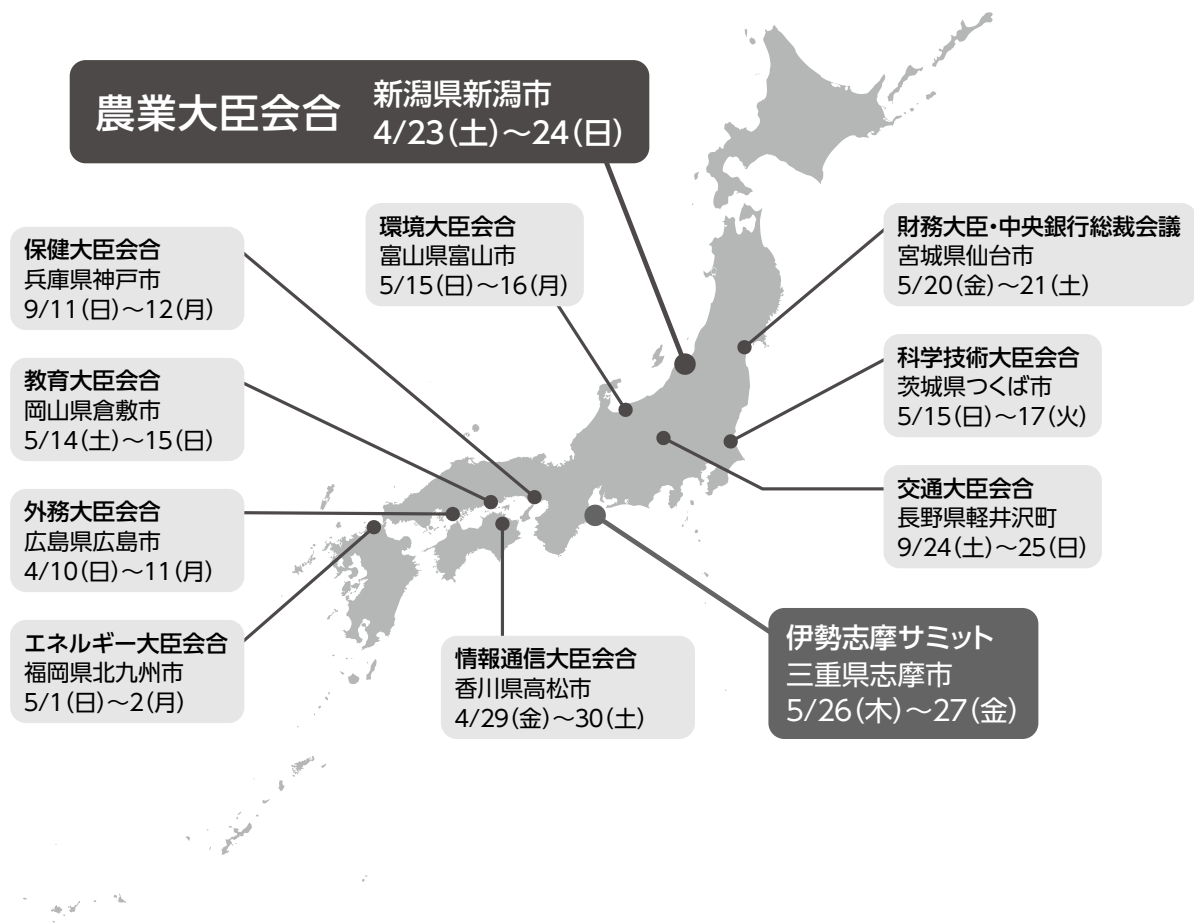
さらに、我々は、最近熊本・大分地域で発生した地震によって被災した人々、並びに世界中で自然災害による被害に苦しんでいる人々に対して、心からの連帯の意を表明する。

(以上)

1 G7 諸国における「抗菌剤」の用語の定義の相違に留意しつつ、ここでは人の健康に影響を及ぼす抗菌剤を指す。

2 2016年サミットと各閣僚会合の開催地

会合名	開催地	開催日程
外務大臣会合	広島県 広島市	4月10日(日)・11日(月)
農業大臣会合	新潟県 新潟市	4月23日(土)・24日(日)
情報通信大臣会合	香川県 高松市	4月29日(金)・30日(土)
エネルギー大臣会合	福岡県 北九州市	5月1日(日)・2日(月)
教育大臣会合	岡山県 倉敷市	5月14日(土)・15日(日)
環境大臣会合	富山県 富山市	5月15日(日)・16日(月)
科学技術大臣会合	茨城県 つくば市	5月15日(日)～17日(火)
財務大臣・中央銀行総裁会議	宮城県 仙台市	5月20日(金)・21日(土)
伊勢志摩サミット	三重県 志摩市	5月26日(木)・27日(金)
保健大臣会合	兵庫県 神戸市	9月11日(日)・12日(月)
交通大臣会合	長野県 軽井沢町	9月24日(土)・25日(日)



資料編 第3章 2016年サミットと各閣僚会合の開催地

3 G7新潟農業大臣会合開催推進協議会

(1) 設立趣意書

2016年主要国首脳会議（サミット）にかかる誘致活動が実を結び、来年4月23日・24日に、G7農業大臣会合が新潟で開催されることになりました。

この会合は、2008年のG8労働大臣会合、2010年のAPEC食料安全保障担当大臣会合に続き、新潟で開催されるハイレベルな国際会議であり、政府より会合開催地に選定されたことは、過去の実績も含め、新潟の開催能力が高く評価されたものです。

そして、日本海と信濃川・阿賀野川の雄大な景色や豊かな田園風景が広がり、日本を代表する農業県・農業都市である新潟県・新潟市において、G7の各国、関係機関の代表者が、世界の食と農を考えることは大きな意義を有しています。

この会合を成功させるため、県民・市民と官民関係機関・団体が一体となって、会合関係者への支援、協力を行うことが重要であり、また、会合開催を通じた取組により、新潟が誇る食文化、観光資源、経済力、都市機能、拠点性といった新潟の総合力を広く世界へ発信する絶好の機会でもあります。

このため、幅広い分野から多くの関係者の参画を得て、万全の態勢で会合開催に向けた準備を進めるため、「G7新潟農業大臣会合開催推進協議会」を設立します。

(2) 規約

(名称)

第1条 本会は、G7新潟農業大臣会合開催推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、2016年に新潟市で行われるG7新潟農業大臣会合（以下「大臣会合」という。）の成功を期するため、県民・市民とともに協力、支援を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。
(1) 大臣会合に対する支援、協力及び受入れに向けた準備に関すること。
(2) 関係団体及び機関との連絡調整などに関すること。
(3) 大臣会合に関連した広報・啓発などに関すること。
(4) 大臣会合関連事業の企画及び実施に関すること。
(5) その他目的を達成するために必要な事業に関すること。

(組織)

第4条 協議会は、会長、副会長、監事、委員、最高顧問、特別顧問、顧問及び参与をもって構成する。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 監事 2名

- 2 会長は、新潟市長をもって充てる。
- 3 副会長及び監事は、委員の中から選出する。

(役員職務)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
2 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときは、その職務を代行する。
3 監事は、協議会の会計を監査する。

(任期)

第7条 委員の任期は、協議会が解散するまでとする。
2 前項の規定にかかわらず、委員に就任した者が、その属する団体において就任したときの役職を離れたときは、当該委員の任期は当該役職にあった日までとする。
3 前項の規定により委員が欠けたときは、前任者の属していた団体において当該者の後任となった者が委員に就任するものとする。

(顧問等)

第8条 協議会に最高顧問、特別顧問、顧問及び参与（以下「顧問等」という。）を置く。
2 最高顧問は、新潟県知事をもって充てる。

3 特別顧問は、新潟県議会議長をもって充てる。

4 顧問は、新潟県選出国會議員をもって充てる。

5 参与は、会長が選任する。

6 顧問等は、会長の求めに応じ、協議会に対して助言を行う。

7 顧問等の任期は、前条の規定を準用する。

(総会)

第9条 協議会の総会（以下「総会」という。）は、会長、副会長、監事及び委員をもって構成し、会長が招集し、議長となる。

2 総会は、次の各号に掲げる事項を審議し、議決する。

(1) 規約の制定及び改廃に関すること。

(2) 役員を選出に関すること。

(3) 事業計画、予算及び決算に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、会長が特に必要と認める事項

3 総会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 前各項の規定にかかわらず、会長が特に必要と認めるときは、審議すべき事項について、書面により委員に可否を求め、議決に代えることができる。

5 会長が必要と認めるときは、委員以外の者に総会への出席を求めることができる。

(会計)

第10条 協議会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

2 会計期間は、予算の成立の日始まり、決算報告の承認の日をもって終了する。

(解散)

第11条 協議会は、事業の目的を達成したとき、総会の議決を経て解散する。

2 協議会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

(事務局)

第12条 協議会の事務局を処理するため、新潟市役所に事務局を置く。

2 事務局に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(その他)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成27年8月28日から施行する。

(この規約の失効)

2 この規約は、協議会が解散した日に、その効力を失う。

第3章 参考資料

(3) 名簿 (平成28年6月24日 現在)

① 委員名簿 (順不同・敬称略)

役員	氏名	
最高顧問	新潟県 知事	泉田 裕彦
特別顧問	新潟県議会 議長	早川 吉秀
会長	新潟市 市長	篠田 昭
副会長	新潟市議会 議長	高橋 三義
副会長	新潟商工会議所 会頭	福田 勝之
副会長	(株)新潟日报社 代表取締役社長	小田 敏三
監事	(一社)新潟青年会議所 理事長	古川 憲
監事	新潟市 副市長	浜田 栄治
委員	新潟県市長会 会長	森 民夫
委員	新潟県町村会 会長	渡邊 廣吉
委員	農林水産省北陸農政局 局長	小林 厚司
委員	国土交通省北陸地方整備局 局長	中神 陽一
委員	国土交通省北陸信越運輸局 局長	江角 直樹
委員	新潟県 副知事	高井 盛雄
委員	新潟県警察本部 本部長	山岸 直人
委員	新潟市中央区自治協議会 会長	豊嶋 直美
委員	(一社)新潟県商工会議所連合会 会頭	福田 勝之
委員	新潟経済同友会 筆頭代表幹事	山本 善政
委員	(一社)新潟県銀行協会 会長	並木 富士雄
委員	新潟県農業協同組合中央会 会長	今井 長司
委員	全国農業協同組合連合会新潟県本部 県本部長	五十嵐 正美
委員	(一社)新潟県農業会議 会長	石山 章
委員	新潟県農業共済組合連合会 会長理事	五十嵐 孝
委員	新潟県土地改良事業団体連合会 会長	三富 佳一
委員	新潟市土地基盤整備促進協議会 会長	山我 森實
委員	新潟県漁業協同組合連合会 代表理事会長	小田 政市
委員	新潟県森林組合連合会 代表理事会長	村松 二郎
委員	(一社)新潟県食品産業協会 会長	佐藤 功
委員	新潟市食品衛生協会 会長	長嶋 信司
委員	新潟県酒造組合 会長	大平 俊治
委員	(公財)食の新潟国際賞財団 特別顧問・ファウンダー	古泉 肇
委員	(一社)新潟市医師会 会長	藤田 一隆
委員	(一社)新潟市歯科医師会 会長	岡田 匠
委員	(一社)新潟市薬剤師会 会長	小幡 聡
委員	大学連携新潟協議会 代表	高橋 姿
委員	新潟空港整備推進協議会 会長	泉田 裕彦
委員	(一社)新潟港振興協会 会長	篠田 昭
委員	(公社)新潟県トラック協会 会長	小林 和男
委員	新潟市ハイヤータクシー協会 会長	佐藤 友紀
委員	東日本旅客鉄道(株)新潟支社 執行役員新潟支社長	弭間 俊則
委員	東日本高速道路(株)新潟支社 執行役員新潟支社長	福田 雅旨
委員	新潟交通(株) 代表取締役社長	佐藤 丈二
委員	佐渡汽船(株) 代表取締役社長	小川 健
委員	東北電力(株)新潟支店 上席執行役員新潟支店長	武田 眞二
委員	東日本電信電話(株)新潟支店 支店長	山本 健一
委員	(公財)新潟県国際交流協会 理事長	中山 輝也



役員	氏名	
委員	(公財)新潟市国際交流協会 代表理事	堀川 武
委員	(公社)新潟県観光協会 会長	高橋 正
委員	(公財)新潟観光コンベンション協会 理事長	福田 勝之
委員	(一社)日本旅行業協会関東支部新潟県地区委員会 委員長	大谷 剛史
委員	日本ホテル協会信越支部会新潟市協議会 会長	岡田 茂久
委員	新潟市旅館ホテル協同組合 理事長	曾根 隆夫
委員	朝日新聞新潟総局 総局長	桑原 俊明
委員	毎日新聞新潟支局 支局長	三島 健二
委員	読売新聞新潟支局 支局長	春日 貴光
委員	産経新聞新潟支局 支局長	村山 雅弥
委員	日本経済新聞社新潟支局 支局長	管野 宏哉
委員	共同通信社新潟支局 支局長	高橋 尚宏
委員	時事通信社新潟支局 支局長	斎藤 大
委員	日本放送協会新潟放送局 局長	鈴木 仁
委員	(株)新潟放送 代表取締役社長	竹石 松次
委員	(株)新潟総合テレビ 代表取締役社長	大橋 武紀
委員	(株)テレビ新潟放送網 代表取締役社長	務台 昭彦
委員	(株)新潟テレビ21 代表取締役社長	玉 知夫
委員	(株)エフエムラジオ新潟 代表取締役社長	中野 幹
委員	新潟県民エフエム放送(株) 代表取締役社長	出口 和浩
参与	総務省信越総合通信局無線通信部 部長	三木 啓嗣
参与	海上保安庁第九管区海上保安本部新潟海上保安部 部長	尾崎 正宏
参与	防衛省北関東防衛局新潟防衛事務所 所長	柴田 雅博

②顧問名簿 (順不同・敬称略)

顧問	衆議院議員	漆原 良夫
顧問	衆議院議員	菊田 真紀子
顧問	衆議院議員	長島 忠美
顧問	衆議院議員	鷲尾 英一郎
顧問	衆議院議員	西村 智奈美
顧問	衆議院議員	高鳥 修一
顧問	衆議院議員	黒岩 宇洋
顧問	衆議院議員	石崎 徹
顧問	衆議院議員	細田 健一
顧問	衆議院議員	金子 めぐみ
顧問	衆議院議員	斎藤 洋明
顧問	参議院議員	田中 直紀
顧問	参議院議員	水落 敏栄
顧問	参議院議員	風間 直樹
顧問	参議院議員	塚田 一郎
顧問	参議院議員	佐藤 信秋
顧問	参議院議員	中原 八一

(4) 事務局規程

(目的)

第1条 この規程は、G7新潟農業大臣会合開催推進協議会（以下「協議会」という。）の事務局の組織及び運営について、G7新潟農業大臣会合開催推進協議会規約（以下「規約」という。）第12条第2項の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(事務局の組織)

第2条 事務局は、規約第12条第1項の規定に基づき、新潟市地域・魅力創造部に置く。
2 事務局には、班を置く。
3 班の名称及び分掌事務は別表第1に掲げるとおりとする。

(職員)

第3条 事務局には、次の職員を置く。
(1) 事務局長
(2) 次長
(3) 次長補佐
(4) 事務局員
2 班には、班長を置くことができる。
3 前2項に定めるもののほか、事務局に嘱託職員及び事務補助職員を置くことができる。

(職務)

第4条 事務局長は、会長の命を受けて事務局の事務を統括し、職員を指揮監督する。
2 次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるとき又は事務局長が欠けたときは、その職務を代理する。
3 次長補佐は、次長を補佐して事務局の事務を整理するとともに、必要に応じて事務局の事務を分担する。
4 班長は、上司の命を受けて、班の事務を総括する。
5 事務局員は、上司の命を受けて、担当業務に従事する。

(専決及び代決)

第5条 協議会の事務は、会長の決定を受けて処理しなければならない。ただし、別表第2に掲げる事項については、同表の定めるところにより事務局長、次長が専決処分することができる。
2 前項ただし書の規定により専決した事項で必要と認められるものについては、直ちに上司に報告しなければならない。
3 事務局長が不在のときは次長がその事務を代決することができる。
4 前項の規定により代決した事務については、速やかに後関に供さなければならない。ただし、あらかじめ処理の方針を示されたもの又は定例もしくは軽易なものについては、この限りでない。
5 前4項で掲げるもののほか、協議会の事務の決裁については、新潟市事務専決規程の例による。

(文書の取扱い)

第6条 文書には記号及び番号を付さなければならない。ただし、軽易な文書については、これを省略することができる。
2 記号は、「G新協」とし、番号は、協議会の設立の日始まり、協議会の解散の日をもって終わるものとする。
3 事務局で用いる帳票は、別表第3に掲げるとおりとする。
4 前3項に定めるもののほか、文書の取扱いについては、新潟市文書規程の例による。

(公印)

第7条 協議会の公印の名称、規格、書体、使用区分及びひな形は、別表第4のとおりとする。
2 前項の公印は、次長が保管する。
3 前2項で掲げるもののほか、協議会の公印の取扱いについては、新潟市公印規則の例による。

(旅費)

第8条 職員が会務のため出張するときは、旅費を支給する。
2 職員以外の者の旅費は、その用務及びその他の理由によって次長が特に必要と認める場合においては、支給することができる。
3 前2項の旅費の額及びその支給方法については、新潟市旅費条例施行規則の例による。

(予算の編成・流用・補正)

第9条 事務局長は、あらかじめ会長の定めた方針に基づいて予算を編成するものとする。
2 予算執行上やむを得ない理由があるときに限り、必要最小限の範囲において流用することができる。
3 事務局長は、予算の編成後に生じた事由に基づいて、既成の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときは、会長の承認を得て、補正予算を編成することができる。

(会計事務の処理)

第10条 協議会の会計事務は、事務局が処理する。
2 事務局長は、会計事務を総括する。また、すべての出納終了後速やかに支出決算を調整し、証拠書類を添付のうえ会長に提出しなければならない。
3 会長は、前項の規定による決算関係書類の提出を受けたときは、監事の監査を受けなければならない。
4 職員は、善良なる管理者の注意をもって、金銭その他会計に関する一切の財産を取り扱わなければならない。
5 前4項に定めるもののほか、会計事務にあたっては、新潟市財務規則の例による。

(協議会への報告)

第11条 事務局は、協議会会計事務のうち特に重要な事項については、直近に開催される総会に報告しなければならない。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、事務局の運営に関しては、新潟市の条例、規則、規程の例によるものとする。ただし、これによりがたい場合は、事務局長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年8月28日から施行する。

別表第1（第2条第3項関係）

班名	担当業務
総務班	(1) 協議会の運営及び庶務に関すること。 (2) 自治体、企業及びその他団体との連絡調整に関すること。 (3) 地元対応に関すること。 (4) 各種記録に関すること。 (5) その他、他の班の所管に属さない事項
開催支援班	(1) 宿泊に関すること。 (2) 輸送・交通体制に関すること。 (3) 会場に関すること。 (4) 危機管理に関すること。 (5) プレス対応に関すること。 (6) 視察の受入れに関すること。
ホスピタリティ班	(1) 歓迎行事に関すること。 (2) 会場展示・装飾に関すること。 (3) ボランティア及び支援要員の活用に関すること。
広報・PR班	(1) 広報・PRに関すること。 (2) その他、機運醸成に関すること。

別表第2（第5条第1項関係）

項目	事務局長	次長
1 職員の事務分担に関すること。		○
2 出張命令に関すること。	事務局長の出張、次長の県外出張並びに日帰りを除く出張及び職員の外出国出張	左記以外の出張
3 経費の執行に関すること。 (アからコに係るものを除く。)	100万円以上	100万円未満
ア 報償費	100万円以上	100万円未満
イ 消耗品費	100万円以上	100万円未満
ウ 燃料費		○
エ 食糧費	30万円以上	30万円未満
オ 印刷製本費		
写真などの焼付け及び用品に係るもの		○
その他	2,000万円未満	1,000万円未満
カ 光熱水費		○
キ 役務費		○
ク 委託料 (工事に係るものを除く。)	1億円未満	500万円未満
ケ 使用料及び賃借料 (不動産の賃借を除く。)	2,000万円未満	500万円未満
コ 備品購入費	2,000万円未満	1,000万円未満
4 収入に関すること。		○
5 支出命令に関すること。		○
6 予算の流用に関すること。		○
7 その他の事項	特に重要なもの	前各号に掲げるもののほか会長名をもってするもの


備考 この表中「○」、金額その他文言の記載のあるものは、その事項について、その相当欄の者が専決権限を有することを示す。
事務局長は新潟市事務専決規程における部長と、次長は同規程における課等の長と同等の専決権限とする。

第3章 参考資料

別表第3 (第6条第3項関係)

名称	別記様式番号	用途
起案用紙	別記様式第1号	第6条第4項の規定により、新潟市文書規程第17条第3項及び第19条第3項の例によるものとされたとき。
経費執行伺書	別記様式第2号	第10条第5項の規定により、新潟市財務規則第28条第1項の例によるものとされたとき。
支出命令書	別記様式第3号	第10条第5項の規定により、新潟市財務規則第72条第1項の例によるものとされたとき。
経費執行伺兼支出命令書	別記様式第4号	第10条第5項の規定により、新潟市財務規則第28条第1項及び第72条第1項の例によるものとされたとき。
概算旅費請求書	別記様式第5号	第8条第3項の規定により、新潟市旅費条例施行規則第9条の例によるものとされたとき。
支出予算・流用計算書・流用承認通知書	別記様式第6号	第10条第5項の規定により、新潟市財務規則第30条の例によるものとされたとき。
立替払費用償還請求書	別記様式第7号	第10条第5項の規定により、新潟市財務規則第71条の例によるものとされたとき。
経費執行伺兼支出命令書(資金前渡)	別記様式第8号	第10条第5項の規定により、新潟市財務規則第83条の例によるものとされたとき。
調定書	別記様式第9号	第10条第5項の規定により、新潟市財務規則第48条の例によるものとされたとき。

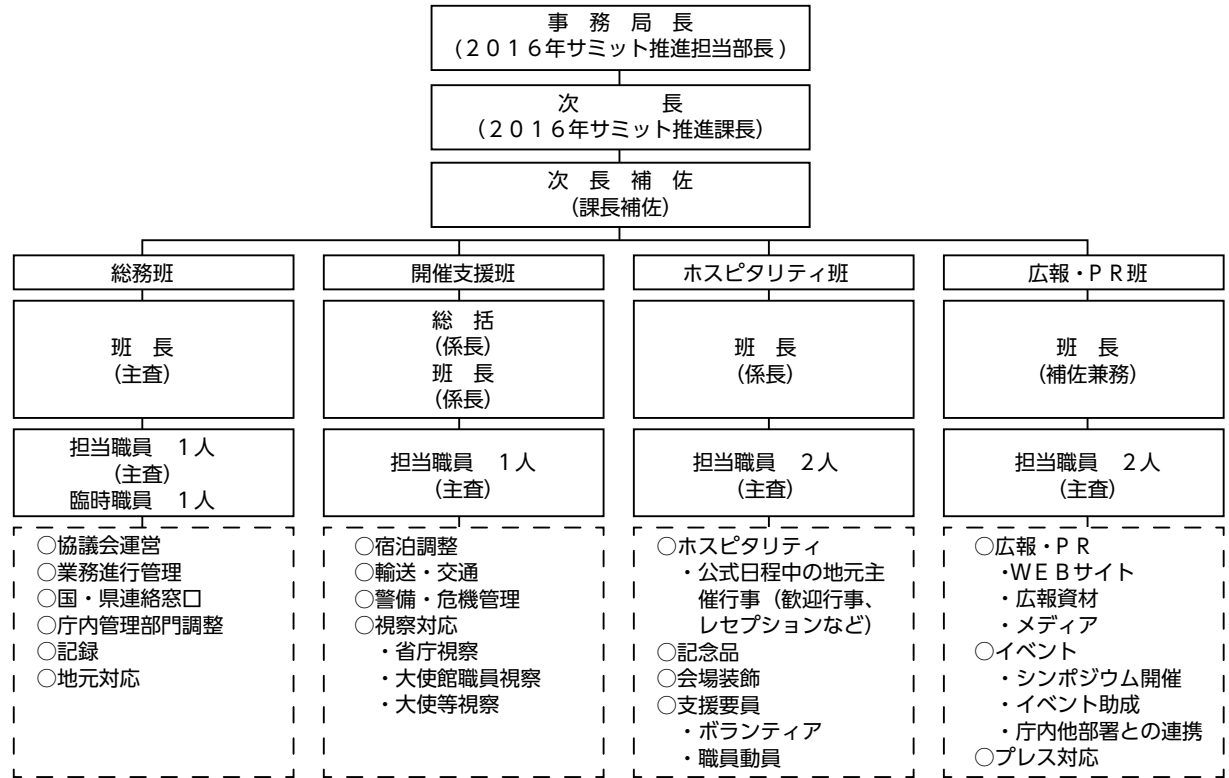
別表第4 (第7条第1項関係)

名称	規格	書体	使用区分	ひな形
G7新潟農業大臣会合 開催推進協議会会長印	正方形 24ミリメートル	てん書	会長名をもってする 文書用	



(5) 事務局

①体制 (平成28年4月1日現在)



②人数の変遷

時期		平成27年 7月14日	平成27年8月1日		平成27年9月1日		平成27年10月1日		平成28年2月2日	
派遣区分		市	市	県	市	県	市	県	市	県
協議会職名										
事務局長	部長	1	1		1		1		1	
次長	課長	1	1		1		1		1	
次長補佐	課長補佐	1	1		1		1		1	
班長	係長	1	1	1	1	2	1	2	1	2
	主査	1	1		1		1		1	
担当	主査	3	3	2	3	2	3	2	3	2
	副主査	1	1		1		1		1	
	主事	2	2		2		1		1	
臨時職員									1	
合計		11	14		15		14		15	

平成27年7月14日
2016年サミット推進課設置

平成27年10月1日
農水省へ職員(主事)派遣

時期		平成28年4月1日		平成28年5月6日		平成28年6月1日	
派遣区分		市	県	市	県	市	県
協議会職名							
事務局長	部長	1		1		1	
次長	課長	1		1		1	
次長補佐	課長補佐	1		1		1	
班長	係長	1	2	1	1	1	
	主査	1		1		1	
担当	主査	4	2	4	2	4	2
	副主査						
	主事					1	
臨時職員		1		1		1	
合計		14		13		13	

平成28年5月31日
農水省へ職員(主事)派遣終了

平成28年6月30日
2016年サミット推進課廃止

第3章 参考資料

(6) 予算

平成27年10月28日から平成28年6月17日現在まで

① 収入の部

単位：千円

費目	予算現額	決算見込額	差引	主な内容
(1) 負担金	69,000	69,000	0	新潟県 H27 14,300
				H28 8,700
				新潟市 H27 28,600
				H28 17,400
(2) 雑収入	0	571	571	視察参加者負担金 147
				食の交流会参加費 330
				保険料返還分 92
				預金利息 2
合計	69,000	69,571	571	

② 支出の部

単位：千円

費目	予算現額	決算見込額	差引	主な内容
(1) 開催支援事業	12,900	11,913	987	会場展示・装花 9,372
				ボランティア関係費 1,345
				業務用携帯型無線機 874
(2) 広報・PR事業	34,627	34,627	0	広報・イベント企画運営 29,492
				イベント助成 4,629
(3) 関連事業	12,469	7,311	5,158	レセプション関係費 4,543
				記念品関係費 1,694
(4) 総務・渉外事業	9,004	9,004	0	事務局運営費 5,685
				大使等視察関係費 1,468
				記録誌・経済波及効果 1,785
合計	69,000	62,855	6,145	

決算見込差額

収入の部 支出の部 精算額（見込）
 69,571千円 - 62,855千円 = 6,716千円

※最終決算額の承認は、平成28年6月24日に行われた第3回総会で役員に一任された。

(7) 協議会のあゆみ

年	月	会合に関連した政府動向など	協議会などのあゆみ	広報活動・主な関連事業など
平成26年	7月		17日 主要国首脳会議（サミット）誘致を表明 （新潟県知事、新潟市長の共同会見） 17日 新潟県・新潟市関係者による「2016年主要国首脳会議（サミット）誘致連絡会議」設置	
	8月		27日 外務省へ「2016年主要国首脳会議は新潟で」誘致計画案を新潟県・新潟市で提出	
	10月	15日・16日 政府による開催候補地視察 （外務省、警察庁職員）		
平成27年	4月		21日 中山外務副大臣への会合誘致要望 （新潟県知事、新潟市副市長）	
	6月	5日 主要国首脳会議（サミット）開催地発表 （安倍内閣総理大臣） 23日 主要国首脳会議（サミット）の日程発表 （菅内閣官房長官記者会見）		
	7月	3日 農業大臣会合の開催地発表 （林農林水産大臣記者会見） 31日 会合名、開催日程、開催場所発表 （林農林水産大臣記者会見）	1日 菅内閣官房長官への会合誘致要望 （新潟市長、新潟県東京事務所長） 14日 新潟市2016年サミット推進課設置 14日 新潟市サミット開催推進本部設置	
	8月	24日・25日 農林水産省・警察庁職員視察	5日 新潟市サミット開催推進本部 第1回全体会議（本部員・ワーキングチーム合同） 6日 菅内閣官房長官、林農林水産大臣表敬訪問（新潟県知事、新潟市長） 28日 協議会設立総会（兼第1回総会） （議事：設立趣意書、規約、役員）	
	9月			
	10月	27日・28日 農林水産省職員視察（JTBコミュニケーションズ同行）	16日 新潟市サミット開催推進本部 第2回全体会議（本部員・ワーキングチーム合同） 28日 協議会第2回総会＜書面開催＞ （議事：事業計画、予算） 30日 「あなたのプロジェクトを応援します」募集開始 30日 協議会WEBサイトの開設	
	11月		5日 森山農林水産大臣表敬訪問（新潟市長） 9日 ボランティア募集開始 12日・13日 在京外国メディア向け「プレスツアー」 （アメリカ、フランスなど11人） 【中央区地域課】 16日・17日 ドイツ大使館職員視察 （2人）	10日 ポスター掲示開始 公共施設や市内全自治会・町内会など

第3章 参考資料

年	月	会合に関連した政府動向など	協議会などのあゆみ	広報活動・主な関連事業など
平成27年	12月	15日・16日 農林水産省職員視察（JTBコミュニケーションズ同行） 28日 伊勢志摩サミットロゴマーク決定		13日～ 市報にいがた連載「盛り上げようG7農相会合」開始 21日 バナー設置
平成28年	1月		24日 G7新潟農業大臣会合 記念シンポジウム・食の交流会 （大桃美代子さんらを招き、講演会や食の交流会を開催） 24日・25日 大使館等職員視察会 （G7メンバー国・国際機関12人） 28日 第1回伊勢志摩サミット・関係閣僚会合開催自治体連絡会議（三重県） 29日 G7新潟農業大臣会合開催関係機関警備対策・交通総量抑制会議	
	2月	8日 在京大使館等向け説明会 （会場：農林水産省） 20日 森山農林水産大臣新潟視察 （会場、視察候補地などを視察） 22日・23日 G7新潟農業大臣会合 第1回高級実務者会合 （会場：イイノホール&カンファレンスセンター（東京都千代田区））	3日 新潟市サミット開催推進本部 第3回全体会議（本部員・ワーキングチーム合同） 12日・13日 大使等視察会 （アメリカ、EU4人） 21日 ボランティア委嘱式及び第1回研修会（委嘱状の交付、プロトコール研修、現地視察ほか）	13日・14日 にいがた冬の食の陣当日座での会合PR 23日 カウントダウンボード除幕式
	3月	22日 会合の議論の内容について発表 （森山農林水産大臣記者会見発表） 22日 農林水産省記者ブリーフィング（日程、場所、参加者、議論の内容などについて発表）	8日 駐日フランス大使視察 （3人） 10日 会合開催地首長など安倍内閣総理大臣、秋生田内閣官房副長官を表敬訪問（三重県知事、新潟市長ほか開催地の代表） 23日 G7新潟農業大臣会合テロ対策・交通対策会議 （新潟県警察本部）	3日～5月8日 光の演出 【まちづくり推進課】 3日～27日 G7参加国の国花展示 【食育・花育センター】 12日・13日 新潟淡麗にいがた酒の陣での会合PR 15日 パンフレット・交通規制などのチラシを市内全自治会・町内会に配布・回覧開始 19日 にいがた市民大学「和食を知る」特別企画講座 【生涯学習センター】
	4月	5日 農林水産省庁舎に懸垂幕設置 7日 G7新潟農業大臣会合 ロジ運営全体会議 10日・11日 外務大臣会合【広島県広島市】 19日 農林水産省記者ブリーフィング（取材要領など（一部解禁日付）について発表） 22日 G7新潟農業大臣会合 第2回高級実務者会合 23日・24日 農業大臣会合【新潟県新潟市】 29日・30日 情報通信大臣会合【香川県高松市】	6日 新潟市サミット開催推進本部 第4回全体会議（本部員・ワーキングチーム合同） 8日 新潟県・新潟市協力職員説明会 9日 ボランティア第2回研修会（基本事項の確認、班別ミーティングほか） 12日 新潟市サミット開催推進本部 本部会議（本部員） 29日～5月4日 G7新潟農業大臣会合展（朱鷺メッセでのパネル展）	3日 子ども向けPR冊子朝刊折込 14日～5月27日 サミット給食 【保健給食課】 14日～27日 2016年萬代橋チューリップフェスティバル 【公園水辺課】 15日 お出迎えクリーン作戦 【市民生活課・中央区総務課】 16日 ウェルカムサミット・クリーンアップキャンペーン 【廃棄物対策課・保健所環境衛生課・中央区区民生活課】 22日～24日 光の歓迎 【文化政策課】



年	月	会合に関連した政府動向など	協議会などのあゆみ	広報活動・主な関連事業など
平成 28 年	5月	1日・2日 エネルギー大臣会合 【福岡県北九州市】 14日・15日 教育大臣会合 【岡山県倉敷市】 15日・16日 環境大臣会合 【富山県富山市】 15日～17日 科学技術大臣会合 【茨城県つくば市】 20日・21日 財務大臣・中央銀行総裁会議 【宮城県仙台市】 26日・27日 伊勢志摩サミット 【三重県志摩市】 31日 農林水産省G7新潟農業大臣会合準備 室解散		
	6月		24日 協議会第3回総会 (議事：事業報告、決算見込みほか) 30日 2016年サミット推進課閉課	
	9月	11日・12日 保健大臣会合 【兵庫県神戸市】 24日・25日 交通大臣会合 【長野県軽井沢町】		

G7新潟農業大臣会合 開催の記録



G7新潟農業大臣会合を支えた皆さん

発行 G7新潟農業大臣会合開催推進協議会

連絡先 新潟市地域・魅力創造部 政策調整課

住所 〒951-8550 新潟県新潟市中央区学校町通1番町602番地1

電話 025-228-1000 (代表)

本書掲載の記事・写真・図版などの無断転載・複製を禁じます。